

令和8年度福島県県内避難者・ 被災者心の復興事業補助金 募集説明会

令和8年3月30日
福島県避難者支援課

次第

- 1 概要
- 2 令和7年度からの主な変更点について
- 3 補助対象となる事業について
- 4 補助対象経費について
- 5 補助事業の実施について
- 6 応募について

1 概要

本補助金は、東日本大震災及び原子力災害を契機に福島県内に避難中の県民(県内避難者)や被災した県民(被災者)が主体的に参加し、前向きに生活することを支援する、NPO等民間団体が実施する支援事業を対象に補助するものです。

○ 補助対象期間

- ・交付決定日から令和9年2月28日(日)まで

○ 補助対象金額

- ・補助率:10/10以内 補助額:1事業当たり350万円が上限

ただし、事業の実施効果が特に高いと見込まれる事業については、応募書類を精査した上で、上記の額に知事が認める額を加算することがあります。

○ 実施主体

- ・特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体、地縁組織、協同組合等の非営利組織
- ・地方公共団体及び上記の団体等を構成員に含む協議体

2 令和7年度からの主な変更点

○ 補助額について

- ・補助金額の上限を350万円に変更します。また、事業の実施効果が特に高いと見込まれる事業に係る加算額を、「150万円」から「知事が認める額」に変更します。
- ・事業の実施効果が特に高いと見込まれる事業は、下記の要件のいずれにも該当する事業です。
 - ① 被災12市町村※で2回以上実施される事業又は参加者の7割以上が交付要綱第1条でいう県内避難者及び被災者となるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられている事業であること。
 - ② 福島県内の自治体又は地域と連携して実施される取組であること。
 - ③ 孤立している県内避難者、被災者の参画又は参加が得られるよう計画されており、その計画を達成するための仕組みが設けられていること。
 - ④ 補助事業終了後も、継続的、発展的に事業を展開するための具体的な計画がなされていること。

※田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2 令和7年度からの主な変更点

○ 概算払いについて

- ・「月次事業実施計画及び月次収支計画書」により必要性が認められる場合、交付決定額の40%を上限に請求可能です。交付決定額の40%以内の請求であれば、領収書等の提出は不要です。
- ・執行済の経費が交付決定額の40%を超え、かつ概ね事業計画どおりに実施していると認められる場合は、交付決定額の80%を上限に請求可能です。交付決定額の40%を超える概算払いを請求する場合は、執行済の経費が交付決定額の40%を超えていることが分かる資料(領収書等)及び事業の実施状況が分かる資料(月次事業実施状況及び月次収支実績報告書等)の提出が必要となります。

○ 福島県外に所在する団体等について

- ・福島県内に活動拠点(事業所等)がない団体等であっても、応募可能とします。
- ・福島県外から福島県までの旅費については、事業の実施に必要な旅費に限り補助対象とします。

2 令和7年度からの主な変更点

○ 支援対象者について

- ・県内避難者・被災者を対象とすることを原則としますが、県内避難者・被災者の支援のために効果的な取組が行われるよう、県内避難者・被災者の子や移住者、移住者の子についても対象とします。
- ・なお、県内避難者・被災者を対象とした事業が原則であることから、各事業における県内避難者・被災者の参加は必須です。

○ 賃金について

- ・アルバイトの時間単価上限を1,200円から1,300円に変更します。

○ 食糧費について

- ・1回の活動における1人当たりの上限額を、500円(税込み)から500円(税抜き)に変更します。

○ 材料費について

- ・1回の活動における1人当たりの上限額を、500円(税込み)から1,000円(税抜き)に変更します。

2 令和7年度からの主な変更点

○ 消耗品について

- ・事業年度(1年)以上にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものであっても、事業執行上の必要性があり、かつリース等の代替手段がない、若しくはリース料と購入額を比べ、購入することで支出経費が縮減できる等の合理的理由がある場合は、「需用費(消耗品)」として補助対象とします。
- ・申請にあたっては、購入の必要性が分かる資料(購入・リースの見積書等)を提出してください。

○ 参加者名簿について

- ・参加者名簿の要件を緩和しました。参加者名簿の必須事項は、氏名(匿名可)、年齢(年代)、現在の住所(市町村まで)、区分とします。

<区分>

- ① 東日本大震災当時福島県内に居住していた(避難者・被災者)
- ② ①の子又は①に該当しないが、現在は福島県内に居住している(その他支援対象者)
- ③ その他(支援対象者以外)

2 令和7年度からの主な変更点

○ 経費の流用について

・下記要件のいずれにも該当する場合、事前相談なしに経費区分間の流用を認めます。

① 採択時に計上している経費間の流用であること。

② 流用額が各経費区分の20%以内であること。

③ 事業内容に変更がないこと。

・上記に該当しない経費区分間の流用及び事業内容の変更については、必ず事前に相談してください。

○ 1団体が申請できる事業数について

・1団体が同一年度に申請できる事業は1事業に限ります。これまで複数事業採択されていた団体であっても、令和8年度は1事業のみの申請となります。

3 補助対象となる事業について

以下の要件をすべて満たす事業が補助対象となります。

- 東日本大震災及び原子力災害による県内避難者・被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持って、前向きに生活することを支援する事業であること。

※本補助金は県内避難者・被災者を支援する事業への補助ですので、県内避難者・被災者への支援を主目的に事業構築してください。

- 福島県内で実施される事業であること。
 - ・県外避難者を対象に、福島県外で実施する事業については、「福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金」への応募をご検討ください。
- 補助事業終了後も継続して実施される事業であること。
 - ・原則として、補助対象期間内に2回以上実施される事業を補助対象とします。ただし、やむを得ない事情により補助対象期間内に1回しか実施できない場合、補助事業終了後も継続される事業に限り補助対象とします。

3 補助対象となる事業について

- 「1 概要 ○ 実施主体」に示す団体等が実施主体となる事業であること。
- 福島県、福島県内の市町村、福島県以外の地方公共団体及び国の補助制度により、当該事業の経費が補助されていない事業であること。なお、原則として、同一の事業に対して、事業実施期間を分割するなどして、複数の実施主体が応募することは認めない。
- 補助対象経費の総額が30万円以上となる事業であること。ただし、交付決定後のやむを得ない事情により、補助対象経費が30万円未満となる場合を除く。
- 事業の主たる内容を一括して外部に委託する事業でないこと。
 - ・補助対象事業に係る業務は応募団体が直接実施することが原則です。団体が直接実施することができないもの、または適当でないものに限り、委託内容、必要性等を確認した上で、事業の一部を外部に委託することを認めます。

4 補助対象経費について

○ 報酬

- ・補助対象事業に従事する法人の役員や任意団体の代表者等に対する報酬、通勤のための交通費。
- ・補助対象経費は、「時間単価×従事時間」で積算してください。
- ・時間単価上限は下記のとおりです。従事者の職責及び活動内容を勘案の上、単価を設定してください。なお、原則として管理的業務に該当するスタッフは1事業に1名です。

スタッフ(管理的業務) 時間単価 上限 2,000円

スタッフ(管理的業務以外) 時間単価 上限 1,500円

アルバイト 時間単価 上限 1,300円

○ 賃金

- ・補助対象事業に従事する職員やアルバイト等の賃金や付加賃金(通勤のための交通費)。
- ・補助対象経費の積算や時間単価上限は報酬と同様です。

4 補助対象経費について

○ 共済費

- ・報酬・賃金に係る社会保険料。
- ・補助対象事業以外にも従事している場合は、従事時間等により按分した金額を補助対象とします。

○ 報償費

- ・講師や出演者への謝金等。
- ・講師等の専門性を勘案し、下記の金額を上限とします。

大学教授級 : 時間単価 上限 7,900円

大学講師級(上席研究員・上席調査員) : 時間単価 上限 5,100円

研究員等 : 時間単価 上限 4,600円

4 補助対象経費について

○ 旅費

- ・スタッフ、講師等の旅行に要する経費。
- ・交通費実費を補助対象とします。
- ・私有自動車を使用する場合、走行距離1km(小数点以下切り捨て)当たり25円を旅費の上限とします。

○ 需用費

- ・消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、材料費等。
- ・食糧費については、補助対象事業の参加者に対する茶菓代(ペットボトル飲料、茶菓子等)及び料理教室等で使用する食材購入代のみを対象とし、1回の活動につき、1人当たり500円(税抜き)を上限とします。
- ・材料費については、1回の活動につき、1人当たり1,000円(税抜き)を上限とします。

4 補助対象経費について

- 役務費
 - ・通信運搬費(郵送代等)、イベント保険料、振込手数料等。
- 委託料
 - ・実施主体が直接実施することができないもの、又は適当ではないものについて、外部へ業務の一部を委託する経費。
- 使用料
 - ・事業開催に必要な会場・会議室の使用料、有料道路使用料等。
- 賃借料
 - ・借上げ自動車(大型バス等)の借上料、備品リース料等

4 補助対象経費について

○ 備品購入費

- ・事業実施に必要な備品 等

備品については、原則として賃借やリースで対応することとし、購入は、福島県が事業の実施に必要不可欠であると認めるものに限る。

<注意点>

- 補助対象となるのは、交付決定後に発生した経費のみです。応募後であっても、交付決定前に発生した経費は補助対象となりませんので注意してください。なお、採択となった事業の交付決定は5月中旬頃を予定しています。

5 補助事業の実施について

○ 補助事業の実施状況が分かる写真について

- ・補助事業の実施状況等の確認のため、実施するすべての事業について、補助事業当日の実施状況が分かる写真を撮影してください。

○ 参加者名簿について

- ・実施するすべての事業について、氏名(匿名可)、年齢(年代)、現在の住所(市町村まで)、区分が分かる参加者名簿を作成してください。

<区分>

- ① 東日本大震災当時福島県内に居住していた(避難者・被災者)
- ② ①の子又は①に該当しないが、現在は福島県内に居住している(その他支援対象者)
- ③ その他(支援対象者以外)

5 補助事業の実施について

○ アンケートについて

- ・事業への参加者全員からアンケートを徴取してください。アンケートの様式は任意としますが、現在の住所、年齢(年代)、区分(参加者名簿と同様)、事業内容の感想が含まれるものとしてください。

○ 中間報告について

- ・補助事業の実施状況について、事業期間の途中で中間報告していただく予定です。

○ 検査について

- ・補助事業の実施状況等を確認するため、団体事務所等を訪問し検査を実施します。
- ・検査は、全事業を対象に中間又は完了のいずれかで実施します。

6 応募について

○ 応募方法

下記応募先へ持参、郵送又はメールにより提出してください。

○ 応募方法

・持参又は郵送の場合

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

福島県 企画調整部 避難地域復興局 避難者支援課(電話024-523-4250)

・メールの場合

hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

6 応募について

○ 応募期限

- ・持参又はメールの場合

令和8年4月13日(月)17時(必着)

- ・郵送の場合

令和8年4月13日(月)(必着)

○ 注意点

- ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。
- ・応募書類に不備がある場合は、本補助金の事務委託先よりご連絡する場合があります。
- ・様式が昨年度から変更となっています。必ず今年度の様式を使用してください。
- ・応募書類を審査し、5月中旬頃に審査結果をご連絡する予定です。採択となった場合、補助金交付申請書、収支予算書、事業提案書及び月次事業実施計画及び月次収支計画書を速やかに提出してください。

6 応募について

○ 組織改正に伴う課名の変更について

- ・令和8年4月1日付けで、福島県避難地域復興局の「避難者支援課」と「生活拠点課」が統合し、「避難者生活支援課」となります。
- ・令和8年4月1日以降の連絡先は下記のとおりとなります（住所、電話番号、メールアドレスは変更ありません。）。

〒960－8670

福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

福島県 企画調整部 避難地域復興局 避難者生活支援課（電話024－523－4250）

メールアドレス：hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp